

地区ラーニング委員会規程

第1条（委員会の設置及び責務）

- 1 当地区にラーニング委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
- 2 本委員会は、地区ガバナー又はガバナーエレクトが、クラブ又は地区の指導者に対する研修を実施し、又は地区の研修計画を監督するに当たり、地区ラーニングファシリテーター、地区委員会及びガバナー支援室（ガバナーエレクト支援室を含む。ここに「支援室」とは、ガバナー又はガバナーエレクトの活動を支援するため、その所属クラブが設ける支援組織をいう。）と協力してその実施を支援することを責務とする。

第2条（委員会の業務）

- 1 本委員会は次の業務を行う。
 - (1) 地区の各委員会が年度当初に予定する事業について、当該事業の効果的かつ効率的な実施を促すため、当該事業の着手前又は着手後の適宜の時期において、当該委員会の委員長に地区ラーニング委員会への出席と説明を促し、助言を行う等の方法により、当該事業の実施について支援を行う。この支援は、次に定める観点を考慮して行う。
 - ① 会員又は会員以外の者の多数の関与と参加を促すこと
 - ② 対外広報の効果を高め、公共イメージの向上を図ること
 - ③ 適切な危機管理の実施を促すこと
 - (2) ガバナー又はガバナーエレクトが招集する定例会議、又はその指示に係る研修会等の会議について、そのプログラムを企画・立案する。ただし、プログラムを適切に立案するために必要があるときは、ガバナー又はガバナーエレクトの指示に基づき、当該会議、研修会等における講演者等を選定し、その実施に関する折衝及び受入れ準備等の事務を行うことができる。
 - (3) 各研修会や各種セミナーの資料を作成し、又はその作成を支援する。
 - (4) その他、ガバナー及びガバナーエレクトが指示した事項を行う。
- 2 前項の支援を適切に実施するため、本委員会の委員は、地区委員会規程に定める部門員を兼任する。

第3条（委員会の構成）

- 1 カウンセラー
 - (1) 本委員会のカウンセラーは、地区ラーニングファシリテーター経験者の中から、その任期の始期となるロータリー年度のガバナーが指名し選任する。
 - (2) カウンセラーの任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 顧問

- (1) 地区ラーニングファシリテーター規程により選任された地区ラーニングファシリテーター及びその予定者を本委員会の顧問とする。
- (2) 顧問はいつでも委員会に出席し、議題について意見を述べることができる。

3 委員長

- (1) 本委員会の委員長は、その就任年度のガバナーの指名により選任する。この指名は、当該年度のガバナーがガバナーエレクトに就任する際、ガバナーノミニーの意見を聴取して行うものとする。
- (2) 委員長の任期は、その就任の始期から3年とする。
- (3) 地区ラーニングファシリテーターは、委員長を兼ねることができない。
- (4) 委員長は、RI 日本理事主催の下記の研修会等を受講しなければならない。
 - ・ロータリー研究会
 - ・クラブ活性化セミナー
 - ・地域リーダー会議
 - ・ロータリー財団地域セミナー
- (5) 辞任・解任その他の事由により、委員長がロータリー年度の途中で欠けた場合には、当該年度のガバナーは速やかに委員長を選任しなければならない。この場合における委員長の指名は、ガバナーがガバナーエレクトの意見を聴取して行う。
- (6) 前項により選任する委員長の任期は、前任委員長の任期残期間の制限を受けず、その選任の始期を基準として新たに起算する。ただし、その任期は、選任の始期から3年間を経過した日の属するロータリー年度の期末までとする。
- (7) 心身の故障その他の事由により、委員長にその任務遂行に堪えない事跡が認められるときは、第4条に定める副委員長のうち1名を委員長職務代行者として選任し、委員長の職務を代行させる。本項(5)により委員長が選任されるまでの間についても同様とする。
- (8) 前項の委員長職務代行者の選任は、ガバナーの指名により行う。この指名はガバナーエレクトの意見を聴取して行う。

4 副委員長

- (1) 本委員会に副委員長2名を置く
- (2) 副委員長は、委員長の就任年度におけるガバナー及びガバナーエレクトの意見を聴取した上、委員長の指名により選任する。
- (3) 副委員長の任期は3年とする。ただし、ロータリー年度の途中において選任された場合は、その選任の始期から3年間を経過した日の属するロータリー年度の期末までとする。

5 委員

- (1) 委員会は10名程度の委員（正副委員長を含む）をもって構成する。

- (2) 委員の選任はガバナーの指名により行う。この指名は、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、地区ラーニングファシリテーター及び委員長の意見を聴取して行うものとする。
- (3) 委員は、地区組織の部門ごとに当該部門に属する地区委員会の委員長経験者の中から各1名を選任する。ただし、危機管理委員会からの選任については、現在の委員長をもって委員に宛てるものとする。
- (4) 前項の定めにかかわらず、委員会を適切に構成するために必要があるときは、次のとおり委員を選任することができる。
 - ① 地区委員会の現在の委員長を委員に選任すること
 - ② 地区組織の複数の部門を一括して委員1名を選任すること
- (5) 委員の任期は最長5年とする。
- (6) 委員がその任期の途中で退任した場合には、ガバナーは、ガバナーエレクト、地区研修リーダーラーニングファシリテーター、本地区ラーニング研修委員会委員長の意見を聴取した上で、新たに委員を選任することができる。この場合における委員の任期は、退任した委員の任期残期間の制限を受けないものとし、その選任の始期を基準として、選任の始期から3年間を経過した日の属するロータリ一年度の期末までとする。

第4条 委員会の開催

- 1 委員会は、委員長の招集により、おおむね毎月1回の定例委員会を開催する。
- 2 委員長は、ガバナー、ガバナーエレクト、地区ラーニングファシリテーターより要請を受けたとき、又は委員長が特に必要と認めたときは、臨時に委員会を招集することができる。
- 3 委員会の方式として、オンライン会議の形式によることを妨げない。
- 4 議題の協議のために必要があるときは、委員長は、下記の地区役職者の出席を要請することができる。
 - ① ガバナー
 - ② ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナーノミニデジグネート
 - ③ ガバナー補佐又はその予定者
 - ④ 地区幹事・地区会計長又はその予定者
 - ⑤ ガバナー事務所長
 - ⑥ 地区委員会委員長
 - ⑦ その他、議題の協議に必要と認める役職者の一切

本規程は2023年2月3日より発効し、同年7月1日より適用される。

一部改正 2024年5月15日より発効し、同日より適用される。